

令和6年度さいたま市 市民税・県民税のしおり

このしおりは令和6年4月現在で適用されている法令をもとに作成しております。

目次	
はじめに、税額決定・納税通知書の見方	P1
税額・納税変更(決定)通知書の見方	P3
税額の求め方・非課税基準	P5
所得の計算方法	P7
所得控除	P9
税額控除	P13
公的年金からの市民税等の特別徴収	P17
公的年金からの特別徴収が開始又は中止となる場合の見方	P19
減免	P20
よくある質問	P21
納税、納付方法	P23
納付に関するよくある質問、納付書の見方	P26
令和6年度から適用される主な税制改正	P27

お問合せ先					
※お問合せの際は、通知書1ページの宛名右横に記載されている 通知書番号・宛名番号 をお知らせください。					
お問合せ内容	お問合せ先	担当区	電話番号	FAX番号	
課税内容に関すること	北部 市税事務所 個人課税課	大宮区	048-646-3102	048-646-3164	
		西区・見沼区	048-646-3103		
		北区・岩槻区	048-646-3104		
	南部 市税事務所 個人課税課	浦和区	048-829-1386	048-829-6236	
		中央区・緑区	048-829-1387		
		桜区・南区	048-829-1389		
納税に関すること	納税 コールセンター	さいたま市内 全区	048-799-3530	048-829-1962	
	北部 市税事務所 納税課	西区・北区・ 大宮区・見沼区・ 岩槻区	048-646-3081 048-646-3049 048-646-3039	048-646-3121	
		南部 市税事務所 納税課	中央区・桜区・ 浦和区・南区・ 緑区・市外	048-829-1732 048-829-1733 048-829-1734	048-829-1964

はじめに

日頃から、本市の税務行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和6年度の市民税・県民税・森林環境税(以下「市民税等」という。)の税額を決定しましたので、同封の税額決定・納税通知書によりお知らせいたします。

令和6年度市民税等は、**令和5年中(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)の所得**について、ご本人が提出した所得税の確定申告書又は市民税・県民税申告書や、給与支払者から提出された給与支払報告書、公的年金等支払者から提出された公的年金等支払報告書などにに基づき計算しています。そのため、退職などにより所得が減少した場合でも、**前年中の所得金額等に応じた税額をご負担いただく**こととなります。

また、令和6年度市民税等は、原則、令和6年1月1日(賦課期日)時点において、本市に住所がある方に対して課税されます。仮に**1月2日以降に他の市区町村に転出した場合でも、さいたま市で課税されます**ので、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。※なお、令和6年度以外の納税通知書が届いた場合は、該当する年度に置き換えてご参照ください。

税額決定・納税通知書の見方

5 ページ

令和6年度市民税・県民税・森林環境税算出内容

税 額 明 細	課税標準額 (千円)	市民税所得割額 (円)	県民税所得割額 (円)
課税総所得	2 375	190 000	47 500
調整控除		2 000	500
所得割額		188 000	47 000
均 等 割		3 000	1 000
合 計 額		191 000	48 000
		森林環境税 (円)	1 000

今年度納めていただく市民税等の徴収方法ごとの内訳です。

A (単位:円)		B (単位:円)	
合計年税額	ア 240 000	所得割より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	① 0
内給与特別徴収税額	イ 0	配当割額又は株式等譲渡所得割額の合計年税額への充当、委託納付又は委託納入額	② 0
内公的年金特別徴収税額	ウ 120 000		
差引普通徴収税額	エ 120 000		

ア 合計年税額	今年度納めていただく市民税等の合計額です(イ+ウ+エ)。
イ 内給与特別徴収税額	合計年税額のうち、給与から差し引かれる分の税額です(給与支払者が代わって納めます。)
ウ 内公的年金特別徴収税額	合計年税額のうち、公的年金等に係る雑所得に対する税額で、公的年金から差し引かれる分の税額です(年金支払者が代わって納めます。)
エ 差引普通徴収税額	合計年税額のうち、納付書又は口座振替で納めていただく税額です。 この税額が0円の場合、全額給与又は公的年金から差し引かれますので、納付書又は口座振替で納めていただく税額はありません。

B ①に金額が表示されている方

A 合計 年税額	なし	①の金額が還付 ^{※2} されます。	
	※1 あり	アより①が小さい	エ、イから②を差し引き、エに残額がある場合には納付書又は口座振替で納めていただきます(C欄参照)。なお、①から②を差し引いた残額がある場合は還付されます。
		アと①が等しい	納付書又は口座振替で納めていただく税額ははありません。
		アより①が大きい	①から②を差し引いた残額が還付 ^{※2} されます。

※1 A「合計年税額」がある方は②の金額がアに「充当(納付又は納入の委託を含みます。以下、「充当等」という。)」されています。

※2 未納があるときは充当等をする場合があります。

※還付や充当等がある方は、収納対策課(電話048-829-1167 FAX048-829-1962)から「配当割額及び株式等譲渡所得割額還付(充当等)通知書」を別途送付しますので、内容をご確認ください。

C

期別	納期限	納付税額(円)
第1期	令和6年7月1日	30 000
第2期	令和6年9月2日	30 000
第3期	令和6年10月31日	30 000
第4期	令和7年1月31日	30 000
合計		120 000

公 的 年 金 特 別 徴 収	支払者の名称		厚生労働大臣											
	支払者の法人番号		6	0	0	0	0	1	2	0	7	0	0	0
年 金 特 別 徴 収	公的年金の種類		老齢基礎年金											
	令 和 6 年 度	仮 特 別 徴 収 税 額	徴収月		特別徴収税額(円)									
4月			10 000											
6月			10 000											
8月		10 000												
令 和 7 年 度		特 別 徴 収 税 額	10月		30 000									
			12月		30 000									
	2月		30 000											

C

- 合計年税額のうち、納付書で納めていただく税額(Aエ)等が記載されます。
- ※口座振替をご利用中の方は、お申込み済みの口座(通知書の1ページに記載されています。)から納期限に振替納付されます。

●Aエ「差引普通徴収税額」が0円の方は、空白で表示されます。空白の場合、納付書又は口座振替で納めていただく税額ははありません。

D

- 今年度、公的年金から差し引かれる分の税額(Aウ「内公的年金特別徴収税額」)等が記載されます。

E

- 翌年度のうち4月から8月まで、公的年金から差し引かれる分の税額等が記載されます。令和6年度の税額には含まれません。
- 前年度の公的年金等に係る雑所得に対する年税額を6で除した金額が各徴収月の仮特別徴収税額になります。

税額・納税変更(決定)通知書の見方

7ページ

「合計年税額」等の説明は、本書1ページをご覧ください。

変更後(B)が、最新の市民税等の合計額です。

合計年税額(市民税+県民税+森林環境税)等 (単位:円)

税 額	変 更 前(A)	変 更 後(B)	差 引 額(B-A)
合 計 年 税 額	216 000	216 000	0
内給与特別徴収税額	216 000	72 000	-144 000
内公的年金特別徴収税額	0	0	0
差引普通徴収税額	0	144 000	144 000

期割・月割額 (単位:円)

徴収方法	徴 収 月	変 更 前(A)	変 更 後(B)	差 引 額(B-A)
給与からの特別徴収	令和6年 6月	18 000	18 000	0
	令和6年 7月	18 000	18 000	0
	令和6年 8月	18 000	18 000	0
	令和6年 9月	18 000	18 000	0
	令和6年 10月	18 000	0	-18 000
	令和6年 11月	18 000	0	-18 000
	令和6年 12月	18 000	0	-18 000
	令和7年 1月	18 000	0	-18 000
	令和7年 2月	18 000	0	-18 000
	令和7年 3月	18 000	0	-18 000
	令和7年 4月	18 000	0	-18 000
	令和7年 5月	18 000	0	-18 000
給与特別徴収税額計		216 000	72 000	-144 000

◎ 税額の変更等により、納めすぎとなった方へ
 還付金の受け取り手続等について、収納対策課(電話048-829-1167 FAX048-829-1962)から「過誤納金還付(充当等)通知書」を別途送付しますので、内容をご確認ください。

9ページ

期割・月割額(前ページからの続き) (単位:円)

支払者の名称	支払者の法人番号	公的年金の種類			
公的年金からの特別徴収	徴収方法	徴収月	変 更 前(A)	変 更 後(B)	差 引 額(B-A)
		仮特別徴収税額			
		特別徴収税額			
		公的年金特別徴収税額計			

公的年金の支払者が、上表のとおり特別徴収の方法によって徴収します。(単位:円)

徴収方法	徴収月	変 更 前	変 更 後
公的年金からの特別徴収	仮特別徴収税額		

令和6年度に限り、公的年金特別徴収で徴収される森林環境税は、全額が令和6年10月分から令和7年2月分までの期間に徴収されます。

※充当等は充当、委託納付又は委託納入を指します。(単位:円)

徴収方法	期 別	納 期 限	変 更 前(A)	変 更 後(B)	充当等の額(納付済額(C))	差引納付額(B-C)
普通徴収	第3期	令和6年10月31日	0	72 000	0	72 000
	第4期	令和7年1月31日	0	72 000	0	72 000
	普通徴収税額計		0	144 000	0	144 000

配当割額・株式等譲渡所得割額 (単位:円)							
税 額	変 更 前(A)	変 更 後(B)	差引額(B-A)	税 額	変 更 前(C)	変 更 後(D)	差引額(D-C)
所得割より控除することができなかつた配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	0	① 0	0	配当割額又は株式等譲渡所得割額の合計年税額への充当、委託納付又は委託納入額	0	② 0	0

Ⓕ

変更前(A)	今回送付された通知書の前に送付された納税通知書等(給与支払者を通じて通知される税額通知書を含みます。)の記載内容です。なお、新規に課税された方は、「*」で表示されています(他の箇所の変更前も同様)。
変更後(B)	変更後の最新の税額です。
差引額(B-A)	変更後から変更前の税額を差し引きしたものです。年税額や徴収方法ごとの税額の変更がわかります。

Ⓖ 給与からの特別徴収税額

給与から差し引かれる分の税額です。

Ⓕ 変更前(A)に金額がなく、①に金額が表示されている方へ

①から②を差し引いた残額が還付されます。

ただし、未納があるときは充当等をする場合があります。

- 収納対策課(電話048-829-1167 FAX048-829-1962)から「配当割額及び株式等譲渡所得割額還付(充当等)通知書」を別途送付しますので、内容をご確認ください。

① 公的年金からの特別徴収税額(通知年度)

公的年金から差し引かれる分の変更前後の税額等が記載されます。

Ⓖ 公的年金からの特別徴収税額(翌年度 仮特別徴収税額)

翌年度のうち4月から8月まで、公的年金から差し引かれる分の変更前後の税額等が記載されます。令和6年度の税額には含まれません。

Ⓖ 普通徴収税額

「変更後(B)」に記載されている金額が、変更後の普通徴収税額です。

「充当等の額/納付済額(C)」に記載されている金額(既に納めていただいている税額)を差し引いた「差引納付額(B-C)」が、納付書で納めていただく税額です。

※口座振替をご利用中の方は、お申込み済みの口座(通知書の1ページに記載されています。)から納期限に振替納付されます。

※特別徴収のみの方は、空白で表示されます。

税額の求め方・非課税基準

市民税等の税額は、所得割額と均等割額と森林環境税の合計額です。

◎税額の算出方法

$$\text{収入金額} - \text{必要経費等} = \text{所得金額 (7~8ページ参照)}$$

$$\text{所得金額} - \text{所得控除額 (9~12ページ参照)} = \text{課税所得金額 (1,000円未満切捨て)}$$

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率}^{\ast 3} - \text{税額控除額 (13~16ページ参照)} = \text{所得割額}$$

市民税・県民税でそれぞれ計算し、それぞれ100円未満を切捨て

$$\text{所得割額} + \text{均等割額}^{\ast 4} + \text{森林環境税}^{\ast 5}$$

$$= \text{税額 (非課税基準に該当する場合は課税されません。)}$$

※3 所得割の税率

市民税	8%	県民税	2%
-----	----	-----	----

※4 均等割の税率 (税額)

市民税	3,000円	県民税	1,000円
-----	--------	-----	--------

※5 森林環境税の税率 (税額)

国税	1,000円
----	--------

(注)分離課税の対象となる所得については所得割の税率が異なります。

非課税基準 (非課税の判定は、その年度の初日の属する年の1月1日時点での判定となります。)

以下に該当する場合、市民税等もしくは所得割が課税されません。

市民税等が非課税 (所得割、均等割 及び森林環境税の いずれもかからない 方)	生活保護法の規定による生活扶助を受けている方	
	障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の方	
	扶養する家族がいない方	前年の合計所得金額が45万円以下の方
	扶養する家族がいる方	前年の合計所得金額が35万円×(同一生計配偶者 ^{※6} +扶養親族数 ^{※7} +1)+31万円以下の方
所得割の かからない方	扶養する家族がいない方	前年の総所得金額等が45万円以下の方
	扶養する家族がいる方	前年の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者 ^{※6} +扶養親族数 ^{※7} +1)+42万円以下の方

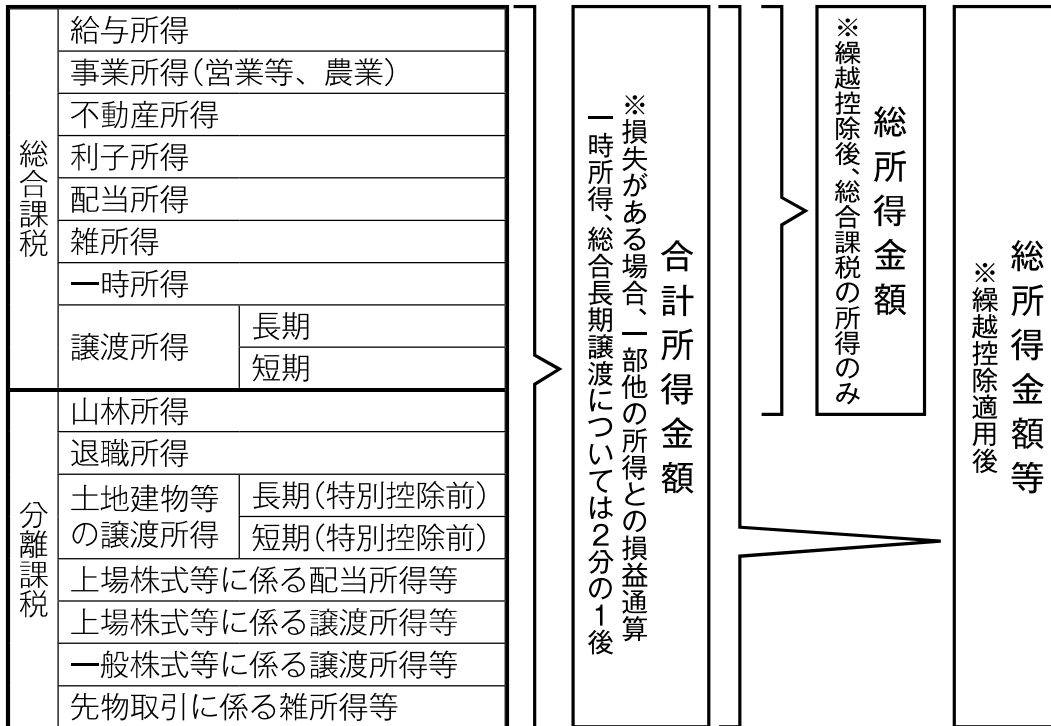
※6 同一生計配偶者とは納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年の合計所得金額が48万円以下の方をいいます(事業専従者を除きます。)

※7 非課税基準の判定の扶養親族には年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)を含みます(国外居住親族に係る扶養控除については、本書27ページをご覧ください。)

◎「合計所得金額」と「総所得金額等」

- ・「合計所得金額」とは、繰越控除（前年度以前から繰り越された損失を控除する制度をいいます。）を適用する前の所得（分離長期譲渡所得・分離短期譲渡所得にあつては特別控除前）の合計額をいいます。
- ・「総所得金額等」とは、繰越控除を適用した後の所得（分離長期譲渡所得・分離短期譲渡所得にあつては特別控除前）の合計額をいいます。

（「合計所得金額」と「総所得金額等」の図解）



◎合計年税額

算出された市民税等の金額は、税額決定・納税通知書であれば5ページ、税額・納税変更(決定)通知書であれば7・9ページに記載されています。

合計年税額	市民税均等割額＋市民税所得割額＝市民税額
	県民税均等割額＋県民税所得割額＝県民税額
	森林環境税

※ 合計年税額を納付方法に応じた期限までに納付します。

普通徴収(納付書又は口座振替)	第1期から第4期までの4回
給与特別徴収(給与から差し引き)	6月から翌年5月までの12回
公的年金特別徴収(公的年金から差し引き)	4月から翌年2月までの6回

※原則として、給与所得に対する市民税等の納付方法は給与特別徴収、公的年金等に係る雑所得に対する市民税等の納付方法は公的年金特別徴収、それ以外は普通徴収となります。複数に該当する場合があります。

所得の計算方法

税額決定・納税通知書3ページ、税額・納税変更(決定)通知書3ページ

◎給与所得の計算方法

給与等の収入金額（合計額）	給与所得の金額
～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	収入金額 - 550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	$A^{※8} \times 60\% + 100,000$ 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	$A^{※8} \times 70\% - 80,000$ 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	$A^{※8} \times 80\% - 440,000$ 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入金額 $\times 90\% - 1,100,000$ 円
8,500,000 円 ～	収入金額 - 1,950,000 円

※8 収入金額が1,628,000円から6,599,999円までの場合は、その収入金額を4,000で割り、小数点以下を切捨てた金額に4,000を乗じて得た金額をAとして計算します。

※給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある場合や給与等の収入金額が85万円超で、一定の要件に該当する方は、所得金額調整控除の適用があります（詳細は8ページ参照）。

◎公的年金等に係る雑所得の計算方法

- 65歳未満の場合（昭和34年1月2日以降に生まれた方）

公的年金等の収入金額（合計額）	公的年金等に係る雑所得の金額
～ 1,299,999 円	収入金額 - 600,000 円
1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額 $\times 75\% - 275,000$ 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額 $\times 85\% - 685,000$ 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入金額 $\times 95\% - 1,455,000$ 円
10,000,000 円 ～	収入金額 - 1,955,000 円

- 65歳以上の場合（昭和34年1月1日以前に生まれた方）

公的年金等の収入金額（合計額）	公的年金等に係る雑所得の金額
～ 3,299,999 円	収入金額 - 1,100,000 円
3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額 $\times 75\% - 275,000$ 円
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額 $\times 85\% - 685,000$ 円
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入金額 $\times 95\% - 1,455,000$ 円
10,000,000 円 ～	収入金額 - 1,955,000 円

※計算の結果がマイナスの場合、公的年金等に係る雑所得の金額は0円となります。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合には10万円、2,000万円超の場合には20万円を上記の計算結果に加算します。

◎所得金額調整控除

以下に該当する場合は、給与所得から次の計算式で算出した所得金額調整控除が控除されます。

1 給与等の収入金額が 850 万円超で、以下のいずれかに該当する場合

- ①本人が特別障害者に該当する
- ② 23 歳未満の扶養親族がいる
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

$$\{\text{給与等の収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)} - 850\text{万円}\} \times 10\%$$

2 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円超の場合

$$\{\text{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)}\} - 10\text{万円}$$

※ 1 の控除がある場合は、その控除後の金額から 2 の金額を控除します。

◎給与所得・公的年金等に係る雑所得以外の所得の計算方法

所得の種類		所得金額の算出方法
利子所得	預貯金、公債、社債などの利子	収入金額＝所得金額
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの取得のために借り入れた負債の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金など	総収入金額－必要経費
事業所得 (営業等・農業)	小売業、農業、サービス業、医師、外交員報酬などから生じる所得	総収入金額－必要経費
退職所得	退職金など	(収入金額－退職所得控除額) × 2分の1
山林所得	山林の伐採又は譲渡による所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
譲渡所得	土地、家屋、機械、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得	収入金額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除額 ※総合課税の長期譲渡所得については、課税の対象となる金額は2分の1
一時所得	クイズの賞金、ふるさと納税の謝礼品、競馬の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金など	総収入金額－その収入を得るために支出した金額－特別控除額 ※課税の対象となる金額は2分の1
雑所得	生命保険契約等に基づく年金、副業的な原稿料、講演料、シルバー人材センターからの配分金など、上記の所得にあてはまらない所得	総収入金額－必要経費

所得控除

税額決定・納税通知書3ページ、税額・納税変更(決定)通知書3ページ

所得控除は、納税義務者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人の様々な事情を考慮して、納税義務者の実情に応じた税負担をしていただくため、所得金額から差し引くものです。

種類	要件	控除額
雑損控除	災害又は盗難もしくは横領により一定の資産に損失が生じた場合（災害等に関連してやむを得ない支出をした場合を含む。）	次の①と②のいずれか多い方 ①（損失の金額－保険金などによる補てん額）－（総所得金額等×10%） ②災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	医療費を支払った場合（従来の医療費控除）	（医療費－保険金などによる補てん額）－10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額 【限度額200万円】
	セルフメディケーション税制を受ける場合（医療費控除の特例）	（スイッチOTC医薬品等の購入費－保険金などによる補てん額）－1万2千円 【限度額8万8千円】
	従来の医療費控除とセルフメディケーション税制はいずれか一方しか適用を受けられません。	
社会保険料控除	健康保険料、国民健康保険税（料）、後期高齢者医療保険料、介護保険料、雇用保険料、国民年金保険料などを支払った場合	支払った金額

種 類	要 件	控 除 額																				
小規模企業 共済等掛金 控除	小規模企業共済制度に 基づく掛金、確定拠出年 金法に規定する企業型・ 個人型年金加入者掛金 (iDeCoの掛金等)、心身 障害者扶養共済制度に基 づく掛金を支払った場合	支払った金額																				
生命保険料 控除	生命保険契約の保険料 等を支払った場合	<p>次の①～③の合計額【限度額70,000円】</p> <p>①新契約（平成24年1月1日以後に 締結した保険契約等）の場合、一 般分、介護医療分、個人年金分 について、表1の算式により算出</p> <p>②旧契約（平成23年12月31日 以前に締結した保険契約等）の 場合、一般分、個人年金分につ いて、表2の算式により算出</p> <p>③一般分、個人年金分について、旧 契約と新契約の双方の控除の適 用を受ける場合、表1及び表2の 算式により算出した金額の合計額 【一般分、個人年金分それぞれ 限度額28,000円】</p> <p>※ 所得税と計算方法が異なります。</p>																				
<p>表 1 (新契約の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2 (旧契約の場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>			支払保険料	控除額	12,000円以下	全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円	支払保険料	控除額	15,000円以下	全額	15,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円
支払保険料	控除額																					
12,000円以下	全額																					
12,000円超32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円																					
32,000円超56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円																					
56,000円超	28,000円																					
支払保険料	控除額																					
15,000円以下	全額																					
15,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円																					
40,000円超70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円																					
70,000円超	35,000円																					

◎ **所得控除の金額は所得税と一部異なります。**

市民税・県民税は、地域社会の費用として広く負担していただくという考え方により、所得税に比べて一部控除額が少なくなっています。

種 類	要 件	控 除 額							
地震保険料 控除	火災保険契約等で地震保険料等を支払った場合	①地震保険契約 →支払保険料 × 1/2 【限度額25,000円】 ②旧長期損害保険契約 →下表の算式により算出 ③上記①と②がある場合 →①と②の合計額 【限度額25,000円】 ※ 所得税と計算方法が異なります。							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超15,000円以下</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	5,000円以下	全額	5,000円超15,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500円	15,000円超
支払保険料	控除額								
5,000円以下	全額								
5,000円超15,000円以下	支払保険料 × 1/2 + 2,500円								
15,000円超	10,000円								
障害者 控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族（年少扶養を含む。）が障害者の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者1人につき 30万円 ・同居特別障害者1人につき 53万円 ・その他障害者1人につき 26万円 ※ 所得税と控除額が異なります。							
ひとり親・ 寡婦控除	本人が下記の条件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親 30万円 ・寡婦 26万円 ※ 所得税と控除額が異なります。							
		<p>●ひとり親の条件 現に婚姻していない又は配偶者の生死が明らかでない方で、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下で他の方の扶養親族でない方）を有し、合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>●寡婦の条件（ひとり親に該当しない方で、以下のいずれかの要件に該当する方）</p> <p>①夫と離別した後婚姻していない方で、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>②夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>※ひとり親控除・寡婦控除ともに、本人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいる場合（住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある等）は対象外となります。</p>							
勤労学生 控除	本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下であり、自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円 ※ 所得税と控除額が異なります。							

種類	要件	控除額	
配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額 (参考) 左記の所得を給与収入に換算した金額 配偶者の年齢	納税義務者本人の合計所得金額 参考 〔上記の所得を給与収入に換算した金額〕 900万以下 (1,095万以下) 900万超950万以下 (1,095万超1,145万以下) 950万超1,000万以下 (1,145万超1,195万以下) 1,000万超 (1,195万超)	
		48万以下 103万以下 70歳未満 33万 22万 11万 70歳以上 38万 26万 13万	
配偶者特別控除	48万超 103万超	対象外	
	100万以下 155万以下		
	100万超 155万超		
	105万以下 160万以下		
	105万超 160万超		
	110万以下 166万8千未満		
	110万超 166万8千以上		
	115万以下 175万2千未満		
	115万超 175万2千以上		
	120万以下 183万2千未満		
120万超 183万2千以上			
125万以下 190万4千未満			
125万超 190万4千以上			
130万以下 197万2千未満			
130万超 197万2千以上			
133万以下 201万6千未満			
133万超 201万6千以上			
※ 所得税と控除額が一部異なります。 (単位：円)			
扶養控除	生計を一にする16歳以上の扶養親族の合計所得金額が48万円以下の場合		
	区分	要件	控除額
	一般扶養親族	16歳以上 (以下の区分を除く。)	33万円
	特定扶養親族	19歳以上23歳未満	45万円
	老人扶養親族	70歳以上	38万円
	同居老親等	老人扶養親族のうち、本人又は本人の配偶者の直系尊属で同居している場合	45万円
※ 所得税と控除額が異なります。 ※ 国外居住親族に係る扶養控除については、本書27ページをご覧ください。			
基礎控除	納税義務者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合	納税義務者本人の合計所得金額 控除額	
		2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	0円
※ 所得税と控除額が一部異なります。			

税額控除

税額決定・納税通知書5ページ、税額・納税変更(決定)通知書5ページ

税額控除とは、所得割を算出した後にその所得割の額から差し引くもので、次のものがあります。

◎調整控除

- 合計課税所得金額※9 が 200 万円以下の場合

次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税4%、県民税1%）に相当する金額が控除されます。

①下表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額※9

- 合計課税所得金額※9 が 200 万円超の場合

次の③から④を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税4%、県民税1%）に相当する金額が控除されます。

③下表の「控除の種類」欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

④合計課税所得金額※9 から 200 万円を控除した金額

※9 合計課税所得金額とは、所得控除を差し引いた後の総所得金額、山林所得金額及び退職所得金額（分離課税の対象となる退職所得を除く。）の合計額をいいます。

※合計所得金額が 2,500 万円を超える方は、調整控除が適用されません。

人的控除差 ※配偶者控除・配偶者特別控除の人的控除差は下の表参照 (単位：円)

控除の種類		金額	控除の種類		金額
障害者控除	特別	10万	扶養控除	一般扶養親族	5万
	同居特別	22万		特定扶養親族	18万
	その他	1万		老人扶養親族	10万
ひとり親控除	父	1万		同居老親等	13万
	母	5万	勤労学生控除	1万	
寡婦控除		1万	基礎控除		5万

配偶者控除・配偶者特別控除の人的控除差(調整控除の対象となるもの) (単位：円)

所得割の納税義務者の合計所得金額	老人(70歳以上)配偶者控除	配偶者の合計所得金額50万円未満	配偶者の合計所得金額50万円以上55万円未満
900万円以下	10万	5万	3万
900万円超950万円以下	6万	4万	2万
950万円超1,000万円以下	3万	2万	1万

◎配当控除

配当所得がある場合は、次により求めた金額が控除されます。

配当控除額＝配当所得の金額×下表の控除率

種類		課税総所得金額等 (山林・退職所得を除く。)		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税		
剰余金の配当等※10		2.24%	0.56%	1.12%	0.28%		
証券投資 信託等	一般外貨建等証券投資信託以外	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%		
	一般外貨建等証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%		

※10 特定株式投資信託（ETF等）の収益の分配を含みます。

※総合課税で申告した配当所得のみ対象となります。

※外国法人からの配当等や特定外貨建等証券投資信託等の配当所得については、配当控除の適用がありません。

◎住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除、住宅取得控除）

平成21年以降に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税で控除しきれない場合は、次の控除額に下表の割合を乗じた金額が市民税・県民税から控除されます（所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5%を限度とし、最大97,500円^{※11}）。

$$\text{控除額} = \text{①} - \text{②}$$

① 所得税に係る住宅借入金等特別控除可能額
② 所得税額（住宅借入金等特別控除の適用前）

※11 住宅の取得対価などの額に含まれる消費税額等が8%又は10%でかつ令和3年中までの入居（一定の要件に該当する場合は令和4年中までの入居）である場合は、所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の7%を限度とし、最大136,500円となります。

控除額の配分割合

市民税	県民税
4 / 5	1 / 5

◎寄附金税額控除

一定の寄附金を支払った場合は、次により求めた金額が控除されます。

〈ふるさと納税〉

ワンストップ特例制度※12を申請する場合は以下の①、②、③の額、確定申告書等で寄附金について申告する場合は①、②の額が控除されます。

※12 申告特例申請書を寄附先の都道府県・市区町村に提出することにより、確定申告書の提出を省略することができる制度をいいます。

① (寄附金の合計額※13 - 2,000円) × 10% (市民税8%、県民税2%)

※13 寄附金の合計額は総所得金額等の30%が上限です。

② (寄附金の合計額 - 2,000円) × 下表の割合1 ※14

※14 ②については調整控除後の所得割額の20%が上限です。

※控除額は4/5が市民税、1/5が県民税から控除されます。(③も同様です。)

③ ②の金額 × 下表の割合2

課税総所得金額-人的控除差合計額	割合1	割合2
0円未満	100分の90	-
0円以上 195万円以下	100分の84.895	84.895分の5.105
195万円超 330万円以下	100分の79.79	79.79分の10.21
330万円超 695万円以下	100分の69.58	69.58分の20.42
695万円超 900万円以下	100分の66.517	66.517分の23.483
900万円超 1,800万円以下	100分の56.307	56.307分の33.693
1,800万円超 4,000万円以下	100分の49.16	
4,000万円超	100分の44.055	

※ 分離課税所得などを有する場合は計算方法が異なる場合があります。

※ 人的控除差については、本書13ページの表をご覧ください。

以下の方は、ワンストップ特例制度の適用を受けることはできません。

- 確定申告書又は市民税・県民税申告書の提出を要する方
- 確定申告書又は市民税・県民税申告書を提出された方
- 申告特例申請書を提出した都道府県・市区町村の数が5団体を超える方
- 申告特例申請書等に記載した市区町村と寄附した年の翌年の1月1日にお住まいの市区町村が異なる方 (申告特例申請事項変更届出書を提出する必要があります。)

〈ふるさと納税以外〉

寄附の対象	控除額
日本赤十字社埼玉県支部 埼玉県共同募金会 ふるさと納税の指定対象外の自治体	(寄附金の合計額※15 - 2,000円) × 10% 〔市民税8%、県民税2%〕
さいたま市が条例指定した団体	(寄附金の合計額※15 - 2,000円) × 8% (市民税から控除)
埼玉県が条例指定した団体	(寄附金の合計額※15 - 2,000円) × 2% (県民税から控除)

※15 寄附金の合計額は総所得金額等の30%が上限です。

◎外国税額控除

所得税において外国税額控除を適用した場合に、所得税で控除しきれないときは、県民税所得割の額から下表の金額を限度として控除され、さらに控除しきれない額があるときは、市民税所得割の額から下表の金額を限度として控除されます。

税目	控除限度額
所得税	その年分の 所得税額 × $\frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$ …ア
県民税	ア × 6%
市民税	ア × 24%

◎配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

前年中に、上場株式等の配当等所得又は源泉徴収ありの特定口座内の株式等譲渡所得から、配当割又は株式等譲渡所得割が課税・徴収（特別徴収）された方で、これらの所得について、確定申告した方は、所得割の金額から配当割又は株式等譲渡所得割の金額が下表の計算方法により控除されます。

市民税	配当割・株式等譲渡所得割額の 3 / 5
県民税	配当割・株式等譲渡所得割額の 2 / 5

※所得割から控除しきれなかった配当割又は株式等譲渡所得割の金額があるときは、その不足額について還付又は充当等をします。還付又は充当等がされる金額がある場合、税額決定・納税通知書 5 ページ（本書 1 ページの B 欄参照）又は税額・納税変更（決定）通知書 7 ページ（本書 4 ページの H 欄参照）に所得割から控除しきれなかった金額等が記載されます。

公的年金からの市民税等の特別徴収

◎概要 年金支払者が、公的年金から市民税等を差し引き、納税義務者に代わって市へ直接納めます。

◎対象者 前年中に公的年金等の収入があり、かつ市民税等の課税となる年度の初日（4月1日）時点で、老齢基礎年金等の公的年金を受給されている65歳以上の方

◎上記のうち対象とならない方

- 特別徴収の対象となる公的年金の年額が18万円未満の方
- 特別徴収税額が、特別徴収の対象となる公的年金の年額を超える方
- さいたま市で介護保険料が特別徴収されていない方 など

◎年の途中で特別徴収が中止となる方

- 亡くなられた方 など

※下記の場合、時期によって特別徴収が中止されることがあります。

- さいたま市外に転出した方

1月1日から3月31日までに転出	4月1日から12月31日までに転出
10月の特別徴収から中止されます。	特別徴収が継続されます。

- 市民税等の金額が変更された方

※12月分及び2月分の本徴収に限り、変更後の税額によって特別徴収を継続することがあります。

※残額は普通徴収（納付書又は口座振替）となります。

◎対象となる税額

公的年金等に係る雑所得に対する市民税等が対象です。

公的年金等以外の所得に対する市民税等の納付方法は、普通徴収（納付書又は口座振替）又は給与からの特別徴収（差し引き）となります。

(例) 給与所得、公的年金等に係る雑所得及び不動産所得がある方

ア 給与からの特別徴収（差し引き）	給与所得に対する市民税等の金額
イ 公的年金からの特別徴収（差し引き）	公的年金等に係る雑所得に対する市民税等の金額
ウ 普通徴収（納付書又は口座振替）	すべての所得に対する市民税等の金額から、ア及びイの金額を差し引いた金額

※上の例では、給与及び公的年金から市民税等が差し引かれるとともに、納付書又は口座振替で市民税等を納付することとなりますが、所得の種類ごとに徴収方法が異なるものであり、重複して徴収するものではありません。

○ご本人の希望で特別徴収（差し引き）を普通徴収（納付書又は口座振替）へ変更することはできません。

◎納め方

《本年度から特別徴収の対象となる場合》

(公的年金等に係る雑所得に対する年税額を 6.5 万円として計算)

普通徴収税額 3.2万円		特別徴収税額 3.3万円		
第1期(6月末)	第2期(8月末)	10月	12月	翌年2月
1万6千円	1万6千円	1万1千円	1万1千円	1万1千円
公的年金等に係る雑所得に対する市民税・県民税額の半分を2回に分けて納付書又は口座振替で納付していただきます。		公的年金等に係る雑所得に対する市民税・県民税額の半分と森林環境税を10月、12月、翌年2月の3回で徴収します。		

《前年度から引き続き、特別徴収の対象となる場合》

(公的年金等に係る雑所得に対する年税額を 6 万円として計算)

特別徴収(公的年金からの差し引き)					
仮特別徴収税額 2万7千円			特別徴収税額 3万3千円		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
9千円	9千円	9千円	1万1千円	1万1千円	1万1千円
前年度の公的年金等に係る雑所得に対する年税額÷6の金額を4月、6月、8月に徴収します(例では9千円と仮定しています。)			本年度の公的年金等に係る雑所得に対する年税額から仮特別徴収税額を差し引いた額を10月、12月、翌年2月の3回で徴収します。		

◎ 仮特別徴収税額について

公的年金から特別徴収される仮特別徴収税額は、前年度の公的年金等に係る雑所得に対する年税額より算出された金額であるため、今年度の年税額と比較して大きくなってしまふことがあります。仮特別徴収税額を納めすぎとなった場合は、その過納金額について還付又は充当等をします。

その際は、収納対策課(電話048-829-1167 FAX048-829-1962)から「**過誤納金還付(充当等)通知書**」を別途送付しますので、内容をご確認ください。

※令和6年度に限り、森林環境税は仮特別徴収ではなく、10月以降の特別徴収となります。

◎ 公的年金から特別徴収されているのに納付書が届く方

- ・公的年金等に係る雑所得以外の所得がある場合
公的年金以外の所得に係る税額は、公的年金から差し引くことができません。納付書又は口座振替による納付となります。
- ・前年度に年金からの特別徴収が止まってしまった場合
年金からの特別徴収が再開されるのは、10月以降の年金からとなるため、第1期・第2期は納付書又は口座振替による納付となります。

公的年金からの特別徴収が開始又は中止となる場合の見方

◎ **公的年金からの特別徴収(差し引き)が開始となる方**

- 課税となる年度の4月1日時点で65歳以上の方
- 昨年度特別徴収が中止となった方で、今年度再度特別徴収の対象者となった方など

10月以降に支給される公的年金から特別徴収が始まります。

税額決定・納税通知書 5 ページ(左下)

均等割		3 000	1 000
合計額		51 000	13 000
	森林環境税 (円)		1 000

今年度納めていただく市民税等の合計額です。

(単位:円)

合計年税額	65 000
内給与特別徴収税額	0
内公的年金特別徴収税額	33 000
差引普通徴収税額	32 000

今年度公的年金から差し引かれる分の税額(10月から翌年2月まで)です。

今年度、納付書又は口座振替で納めていただく税額です。

税額決定・納税通知書 5 ページ(右上)

期別	納期限	納付税額(円)
第1期	令和6年7月1日	16 000
第2期	令和6年9月2日	16 000
合計		32 000

第1期及び第2期は、納付書又は口座振替で納めていただきます。

支払者の名称	厚生労働大臣	
支払者の法人番号	6 0 0 0 0 1 2 0 7 0 0 0 1	
公的年金の種類	老齢基礎年金	
	徴収月	特別徴収税額(円)
令和6年度	仮特別徴収税額	4月 0 6月 0 8月 0
	特別徴収税額	10月 11 000 12月 11 000 2月 11 000
	令和7年度	4月 10 900 6月 10 800 8月 10 800

今年度、公的年金から差し引かれる分の税額です。
10月に支給される公的年金から差し引かれます。

翌年度、公的年金から差し引かれる分の仮特別徴収税額です。

◎ 公的年金からの特別徴収(差し引き)が中止となる方

- 亡くなられた方
 - さいたま市外に転出した方(時期にもよります。)
 - 市民税等の金額が変更された方(時期にもよります。) など
- (詳しくは本書17ページをご覧ください。)

残額は普通徴収(納付書又は口座振替)で納めていただきます。

税額決定・納税変更(決定)通知書9ページ

期割・月割額(前ページからの続き)

(単位:円)

支払者の名称	厚生労働大臣	支払者の法人番号	6000012070001	公的年金の種類	老齢基礎年金
徴収方法	徴収月	変更前(A)	変更後(B)	差引額(B-A)	
令和6年度 公的年金 から 特別徴収 A	4月	20 000	20 000	0	
	6月	20 000	20 000	0	
	8月	20 000	20 000	0	
	10月	24 000	0	-24 000	
	12月	24 000	0	-24 000	
	2月	24 000	0	-24 000	
	公的年金特別徴収税額計		132 000	60 000	-72 000

公的年金の支払者が、上表のとおり特別徴収の方法によって徴収します。(単位:円)

徴収方法	徴収月	変更前	変更後
令和7年度 公的年金 特別徴収 B	4月	22 000	0
	6月	22 000	0
	8月	22 000	0

令和6年度に限り、公的年金特別徴収で徴収される森林環境税は、全額が令和6年10月分から令和7年2月分までの期間に徴収されます。

※充当等は充当、委託徴収等は委託納入を指します。(単位:円)

徴収方法	期別	納期限	変更前(A)	変更後(B)	充当等の額(付済額(C))	差引納付額(B-C)
普通徴収 C	第3期	令和6年10月31日	0	36 000	0	36 000
	第4期	令和7年1月31日	0	36 000	0	36 000
	普通徴収税額計		0	72 000	0	72 000

A 公的年金からの特別徴収税額(通知年度)

公的年金から差し引かれなくなった分の税額等が記載されます。

B 公的年金からの特別徴収税額(翌年度 仮特別徴収税額)

翌年度、公的年金から差し引かれなくなった分の税額等が記載されます。

令和6年度の税額には含まれません。

C 普通徴収税額

公的年金から差し引かれなくなったことにより、納付書又は口座振替で納めていただくこととなった税額等が記載されます。

※上の例では、令和6年10月から令和7年8月まで公的年金から差し引かれなくなります。このうち、令和6年度の税額(令和6年10月分から令和7年2月分まで)を、普通徴収(第3期及び第4期)で納めていただくことになります。

減 免

災害(火災、風水害など)を受けた場合、生活保護を受けている場合、失業等により所得見込が前年の合計所得と比べて3割以上減少する場合など、一定の要件を満たす際は、市民税等が減免されることがあります。申請方法及び必要書類等は北部又は南部市税事務所個人課税課にお問合せください(表紙参照)。

よくある質問

◎今年(現在)は働いていないのですが、通知書が届きました。

令和6年度の市民税等は、前年中(令和5年1月～12月)の所得に対して課税されます。したがって、今年(現在)働いていなくても、前年中に一定以上の所得がある場合、市民税等が課税されます。

◎現在さいたま市に住んでいないのですが、通知書が届きました。

令和6年1月1日にさいたま市に住所を有する方は、1月2日以降に他の市区町村に転出した場合や亡くなられた場合でも、令和6年度の市民税等はさいたま市で課税されます。

◎勤務先で市民税等が給与から差し引かれているのですが、同じ年度の通知書が届きました。

勤務先から支払われる給与以外に他の所得がある場合には、他の所得に係る税額を普通徴収(納付書又は口座振替)で納めていただくことがあります。

なお、給与と一括して特別徴収(差し引き)に変更することもできます(65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得に対する税額を除く。)ので、勤務先の給与担当の方にご相談ください。

◎扶養されている配偶者が働く場合はどうなりますか。

配偶者の給与収入 (前年1月1日 ～12月31日)	配偶者自身に税金が かかるかどうか※16		扶養主の配偶者控除等の 対象となるかどうか	
	市民税等	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	かかりません	かかりません	対象	対象外
100万円超 103万円以下	かかります	かかりません	対象	対象外
103万円超 201万6千円未満	かかります	かかります	対象外	対象
201万6千円以上	かかります	かかります	対象外	対象外

※16 控除が基礎控除のみの場合です。

◎「税金の扶養」と「健康保険の扶養」の手続等の違いはありますか。

所得税及び市民税等において扶養するためには、年末調整、確定申告又は市民税・県民税申告が必要となりますが、健康保険においては、勤務先を通じて手続きする必要があります。健康保険の扶養については、扶養している方の勤務先の担当者にお問合せください。

なお、国民健康保険には扶養の制度はありません。



そのほかのよくある質問については、さいたま市ホームページからご確認ください。
<https://www.city.saitama.lg.jp/>
『メニュー』→『暮らし・手続き』→
『保険・年金・税金』→『税金』→『市税』→
『個人市民税・県民税』→『Q&A』



◎昨年ふるさと納税をしましたが、どこを見れば控除額が確認できますか。

通知書の「寄附金控除」欄で、控除されている金額をご確認いただけます。

なお、確定申告書を提出されている場合は、所得税と市民税・県民税の両方で控除されるため、寄附した金額から2,000円を差し引いた金額と、市民税・県民税から控除される金額が異なります。

ワンストップ特例申請をしたにもかかわらず、寄附金控除が適用されていない場合は、特例申請の適用除外となっている場合があります。詳しくは、本書15ページをご確認ください。

税額決定・納税通知書 5 ページ (左上)

令和6年度市民税・県民税・森林環境税算出内容

税 額 明 細	課税標準額 (千円)	市民税所得割額 (円)	県民税所得割額 (円)
課税総所得	2 375	190 000	47 500
調整控除		2 000	500
寄附金控除		6 401	1 601
所得割額		181 500	45 300
均 等 割		3 000	1 000
合 計 額		184 500	46 300
		森林環境税 (円)	1 000

税額決定・納税変更 (決定) 通知書 5 ページ (右側)

算出所得割額 (単位:円)

市民税	変更前	変更後
所得割総所得	190 000	190 000
調整控除	2 000	2 000
寄附金控除	6 401	6 401
所得割額	181 500	181 500

(単位:円)

県民税	変更前	変更後
所得割総所得	47 500	47 500
調整控除	500	500
寄附金控除	1 601	1 601
所得割額	45 300	45 300

納 税

市民税等の納付方法は、普通徴収と特別徴収があります。

普通徴収は、通知書に同封された納付書で、納付書裏面に記載のある納付方法により納めていただく方法です(下の「納付方法」をご参照ください。)

特別徴収は、給与や公的年金が支払われる際に、支払者が差し引き、本人に代わって納める方法です。会社等にお勤めの方は、お勤めの会社等が、毎年6月から翌年5月までの月々の給与から差し引くこととなっています。退職等で給与から差し引くことができなくなった場合は、普通徴収へ切り替えとなります。

なお、ご本人の希望で特別徴収を普通徴収(納付書又は口座振替)へ変更することはできません。

各々の納付方法により納めていただく税額は、税額決定・納税通知書では5ページ、税額・納税変更(決定)通知書では7・9ページにそれぞれ記載されています。(※納付書などにおいて、「市県民税」となっているものについては、併せて徴収する「森林環境税」を含むものです。なお、口座振替にて納付される場合は、通帳印字が「サイタマシ シケンミンゼイ」となる場合があります。)

◎ 海外へ出国する場合の納付方法

令和6年度の市民税等を出国前までに納められないときは、ご本人に代わって納めていただくために「納税管理人」を定める必要があります。「納税管理人」を定める手続きは、北部又は南部市税事務所個人課税課(表紙参照)までお問合せください。

なお、出国が令和7年1月2日以降となった場合において、令和6年中の所得が一定額以上あるときは、令和7年度の市民税等が課税されますので、令和6年度の市民税等を納付済みの場合でも「納税管理人」を定めてください。

納付方法

1 口座振替による納付

一度お申込みいただくと、原則、毎年自動的に継続されます。

お申込み方法は次の①～③があります。

さいたま市 市税 口座振替

検索

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/004/007/p013436.html>



**口座振替に関することは、納税コールセンターへ
電話番号：048-799-3530 FAX：048-829-1962**

【口座振替の開始期別】

期限までにお申込みされた期別から開始します。申込期限が過ぎている期別は取り扱うことができませんので、ご注意ください。

郵送での申込の場合は、各申込期限必着となりますのでご注意ください。

(※各申込期限の5日前までに依頼書を投函ください。)

期 別	納 期	振替日 ^{※17} (払込日)	申込期限 (郵送・窓口)	申込期限 (Web・ページ)
第1期	6月	6月末日	5月15日まで	6月10日まで
第2期	8月	8月末日	7月15日まで	8月10日まで
第3期	10月	10月末日	9月15日まで	10月10日まで
第4期	1月	1月末日	12月15日まで	1月10日まで

※17 振替日(払込日)は納期限となります。ただし、振替日(払込日)が土・日・祝日など金融機関休業日の場合は、翌営業日が振替日(払込日)となります。

① Web 口座振替受付サービス

パソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して口座振替申し込み手続きが行えます。**金融機関や区役所の窓口に出向く必要がなく、口座振替依頼書の記入や押印も不要**です。

※ヤマトシステム開発株式会社及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。

●利用できる金融機関(※令和6年4月1日現在)

埼玉縣信用金庫、埼玉りそな銀行、みずほ銀行、三井住友銀行S M B Cダイレクト(インターネットバンキングの利用の方のみ)、武蔵野銀行、ゆうちょ銀行、りそな銀行(50音順)

② ペイジー口座振替受付サービス

印鑑不要でキャッシュカードを使用して口座振替を申し込むことができます。

●受付場所 (※金融機関の窓口では受付できません。)

各区役所内の市税の窓口(大宮区と浦和区は市税の総合窓口)、北部又は南部市税事務所納税課

●利用できる金融機関(※令和6年4月1日現在)

埼玉縣信用金庫、埼玉りそな銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、武蔵野銀行、ゆうちょ銀行(50音順)

※一部のキャッシュカード(ICカード、家族カードなど)は使用できない場合があります。詳細は各金融機関へお問合せください。

③ 書面(口座振替依頼書)

同封の口座振替依頼書によって、口座振替手続を行うことができます。

必要事項を記入し、金融機関の窓口でお申込みください。

●既に口座振替をご利用中の方には、口座振替依頼書は同封されていません。

●納付書裏面の納付場所にある金融機関でご利用いただけます。

●市内の金融機関、郵便局、各区役所内の市税の窓口(大宮区と浦和区は市税の総合窓口)、支所、市民の窓口(A4サイズの口座振替依頼書も備え付けております。

2 スマートフォン決済による納付

スマートフォン決済アプリで納付書に印字されたQRコード又はバーコードを読み取ることにより、納付ができます。(領収証書はさいたま市から発行されません。)

【対応アプリ】(※令和6年4月1日現在)

LINE Pay(バーコード読み取りのみ可能)、auPAY、d払い、FamiPay、PayB、PayPay、楽天銀行コンビニ支払いサービス、その他各金融機関アプリ等

※対応アプリについては変更になる場合がありますので「地方税お支払サイト(地方税共同機構)のよくあるご質問」をご確認ください。以下QRコード(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)からご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

3 Web サイト「地方税お支払サイト(地方税共同機構)」での納付

納付書に印字されたQRコード(eL-QR)をスマートフォン等のカメラで読み取る、または番号(eL番号)を入力することにより、納付ができます。(領収証書はさいたま市から発行されません。)

※詳細については、地方税お支払サイトをご確認ください。

地方税お支払サイト	検索
-----------	----

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>



【地方税お支払サイトの4つの支払い方法】

①クレジットカード(システム利用料がかかります)

Webサイト「地方税お支払サイト(地方税共同機構)」を利用し、クレジットカードより納付ができます。(領収証書はさいたま市から発行されません。)

※支払い手続き画面を印刷し、記録として残しておくことをおすすめします。

●ご利用可能なクレジットカード

American Express、Diners Club、JCB、Mastercard、Visa

●システム利用料(納税者負担)

納付金額	システム利用料(税込)
1円～10,000円	40円
10,001円～20,000円	123円
20,001円～30,000円	205円
30,001円～40,000円	288円
40,001円以降…	10,000円増加毎に82～83円(税込)が加算

②インターネットバンキング

③口座振替(eLTAXの利用登録が必要です)

④ペイジー番号を発行しATM等で支払う

4 Pay-easy (ペイジー) 納付

インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMから市税の納付ができます。**(領収証書はさいたま市から発行されません)**

【納付方法】

- ①インターネットバンキング、モバイルバンキング、ATMの画面より、メニューの「Pay-easy (ペイジー)」を選びます(メニューの名称は「税金・各種料金払い込み」など金融機関によって異なります。)
- ②納付書に記載されている「収納機関番号(5桁)」、「納付番号(12桁)」、「確認番号(6桁)」、「納付区分(3桁)」を入力します。
- ③画面に表示された支払内容に間違いがないことを確認の上、支払いを行います。

5 コンビニエンスストアでの納付

納期限までは、納付書裏面に記載のコンビニエンスストアで納付ができます。納付の際に、期別と納期限をご確認のうえ、納付する期別の納付書のみをご提示ください。また、領収証書に加えて**レシートも受け取り、領収証書とともに大切に保管してください。**

納付に関するよくある質問

さいたま市 市税 よくある質問

検索

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/003/p086006.html>



◎納付書の納期限を超過してしまったのですが。

納付書にQRコードがあり、かつ指定納付期限の記載がない場合

納期限の翌年5月31日まではQRコードを利用しスマートフォン決済することが可能です。

【上記以外の場合】

スマートフォン決済で納税することはできません。

金融機関、各市税の窓口、各支所、各市民の窓口、各区役所金融機関派出等でご納付ください。

スマートフォン決済での納付をご希望の場合は、納付書を再発行しますので、納税コールセンター(048-799-3530)までご相談ください。

なお、いずれの場合でも、納期限を超過した日数、金額に応じて延滞金をご納付いただく場合がございます。

納付書の見方



eLマーク

バーコード

QRコード(eL-QR)

※ e L 番号：収納機関番号(5桁)－納付番号(12桁)
－確認番号(6桁)－納付区分(3桁)

※ 「市県民税」となっているものについては、併せて徴収する「森林環境税」を含むものです。

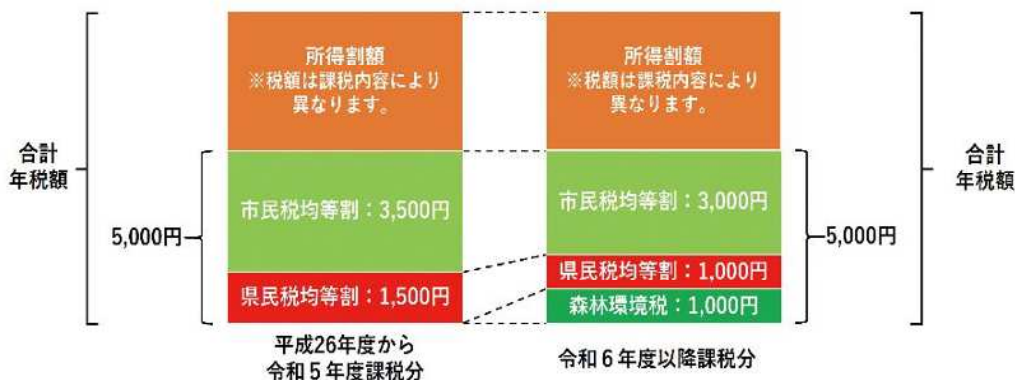
令和6年度から適用される主な税制改正

詳細についてはさいたま市ホームページをご覧ください。

◎森林環境税(国税)の導入

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

森林環境税とは、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税ですが、市区町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。



◎上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当等所得又は源泉徴収ありの特定口座内の株式等譲渡所得については、税制改正により、令和6年度の市民税等から課税方式を所得税と一致させることとなりました。そのため、令和6年度市民税・県民税申告書において、課税方式を選択することはできなくなり、所得税で選択した課税方式で市民税等が課税されます。また、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除については、上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した確定申告書を提出した場合に限り、市民税等においても損益通算及び繰越控除ができることとなりました。

◎国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

国外に居住する30歳以上70歳未満の親族については、以下のいずれかに該当する場合を除いて、扶養控除の対象とならないことになりました。あわせて、非課税基準の算定においても除かれることになりました。

- ・留学生
- ・障害者
- ・扶養控除を申告する納税義務者から、その年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

◎定額減税の実施に関するお知らせ

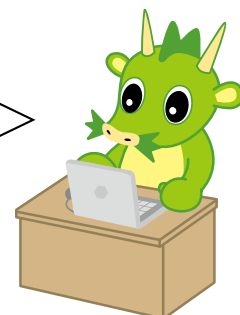
令和6年度分の個人住民税では、所得割額から納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く。)

1人につき1万円の減税が行われています。

詳細については、さいたま市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/>

『メニュー』→『暮らし・手続き』→『保険・年金・税金』→『税金』→『市税』→『個人市民税・県民税』→『概要』→『定額減税(令和6年度税制改正)』



※この冊子は325,000部作成し、一部当たりの印刷費は8.69円です。